

【講義① 鹿児島県こども総合療育センター 講師：原先生】

《1. こども総合療育センターについて》

鹿児島県こども総合療育センターの機能

1. 発達障害、知的障害、肢体不自由またはその疑いのあるこどもを対象に、医療の診断（診断・投薬）
2. 専門職種の訓練や療育（主に未就学児が対象）
3. 保護者や地域からの様々な相談
4. 関係機関と連携し地域療育の支援

初診受診の状況…未就学児は増加しており、学齢児は減少している

※未就学児は4・5歳の申込が多く、就学後の困り感や学びの場の変更などに向けての受診が多い

申し込みの状況…学齢期の申込状況は減少傾向にあるが、通常学級の割合が高い

医療に繋げる前に園や学校でできること…保護者との定期的かつ丁寧な教育相談を行う、特別支援教育コーディネーターや養護教諭との連携をとる、校内ケース会議や校内委員会での検討行う。

受診のポイント…受診の必要性について紹介先で検討する。園や学校などより紹介票の作成・提出する。

★紹介票は保護者と一緒に作成を行い、1回目の診断前支援を開始して多面的な視点（生物的側面、心理的側面、社会的側面）からアセスメントを行う。※診断前支援は2回

鹿児島県こども総合療育センターの知能検査の考え方…子どもの強みを理解し、指導・支援に活かせるように医師が診療の中で子どものアセスメントとして必要性があると判断した場合のみ、知能検査等を概ね3か月後に実施

服薬の考え方…指導・支援の補助的役割で発達特性と環境の不一致の可能性があり、過ごしづらさややりづらさがある場合、投薬を検討する

★アセスメントに基づく環境調整・構造化などの指導・支援を行っていく

《2. 子どもの指導・支援について》

★行動には理由や目的があり、問題行動に目を向けるのではなく、不適切な行動を減らして適切な行動を増やす
⇒目的とする行動を考えるときに死人テストでチェック

※死人テスト…死人にできることは行動ではない、言い換えれば死人にできないことは行動である

称賛のポイント…自分から行動できている時には過剰な称賛は不安になる為、結果を問わない、取り組もうとした過程を褒めることが大切。また、褒める機会を意図的に作り、自己肯定感、自己有用感をあげていく。

不適切行動を適応行動に変えるポイント…コミュニケーション力、活動への見通しの2つの視点を指導し改善されないときに感覚統合の視点での支援・指導を自立活動の中に取り入れて適応行動を促す

不適応行動を適応行動にするために…①不適応行動が出ない環境づくり②実態に即した見通しづくり③同時にできない行動の促し④子どもの楽しみ増やしの手伝い⑤感触系は別の行動で十分に⑥静と動を組み合わせた活動を

《3. 保護者対応について》

保護者対応するときの2つの視点…①子どもの支援者として心配、不安、悩み等があること②当事者として体調面、精神面、金銭面や仕事のこと等があることから保護者の様々な思いを巡らせることが大切。

まだ子どもの困り感を訴えてこない（気づいていない）場合…保護者との信頼関係を構築しながら園や校内で支援体制の準備し、保護者が気づかなくても支援の開始をする

保護者が困りや不安を訴えてきた場合…受け止めて支援方法を一緒に検討し、家庭（保護者）のせいではないことを確認する

★子どもの心と体の安定は保護者次第（保護者が元気=子供も元気）支援者は子どもそして保護者の良さに目を向けた言葉かけが大切

【講義② 子どものニーズに即した学びの場の段階的な検討 講師：上飯屋先】

★これから時代はグローバル化、生産人数の減少（少子高齢化）、人工知能（AI）のさらなる進化など急速な変化、予測困難な事柄への対応が求められる時代へ⇒これから目指すのは「共生社会」

共生社会の形成…インクルーシブ教育システムの理念が重要その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要
インクルーシブ教育システム…人間の多様な尊重等の強化、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組み。障害者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人的に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

「合理的配慮」の土台となる「基礎的環境整備」…障害のある子どもに対する支援については、国全国規模で、各都道府県内、市町村内で教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それらを「基礎的環境整備」「合理的配慮」の充実を図る上で「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。

ユネスコが提唱する「インクルーシブ教育」と「日本型インクルーシブ教育システム」

○「インクルーシブ教育」…対象は障害のある子どものみではなく、全ての子ども、教育システム自体を子どもたちの多様性に合わせ変えていき、よい方法を模索し続ける

○「日本型インクルーシブ教育システム」特別支援教育の延長上にある、学びの場を教育的ニーズに応じて選択、総合的な判断で学びの場を選択、交流および共同学習の充実

多様な学びの場…特別支援学校、特別支援学級、通級による指導（連続性のある多様な学びの場）

★通常学級で学ぶことを前提に学びの場を検討することが重要

通常学級における支援の充実を起点に…「本人の状態」と「周りの環境」との環境で変化する

「基礎的環境整備」を進める為にはユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要

★基礎的環境整備の充実により個別調整の必要性は減る⇒複層的に社会的障壁を解消する

「ユニバーサルデザインの7原則」

①公平な実用性②柔軟性③簡単でカンだけで使える④感覚で分かる情報⑤エラー対応⑥労力が少なくて済む⑦利用しやすい大きさと空間

★日々の授業では、児童生徒の特性を踏まえて、必要な手立てを講じることが大切

3つの環境の「ユニバーサルデザイン化」…①授業のユニバーサルデザイン化（「わかる・できる」の環境を）②教室環境のユニバーサルデザイン化（集中しやすい環境、刺激の少ない環境）③人的環境のユニバーサルデザイン化（フワッと温かさのある環境、「あい」のある環境）